十　信託会社等が法第四十六条の規定による命令に応じて、遅滞なく信託財産を換価し、金融庁長官が指定する供託所に供託すること。

十一　［略］

十二　前号の場合であって、当該履行保証金信託契約が終了したときにおける残余財産を信託契約資金移動業者に帰属させることができること。

十三　［略］

（履行保証金信託契約の全部の解除）

第二十一条の二　資金移動業者は、履行保証金信託契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十四号により作成した履行保証金信託契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（預貯金等による管理の方法）

第二十一条の三　法第四十五条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　銀行等に対する預貯金により管理する方法（法第四十五条の二第一項により管理しなければならないものとされている金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

二　信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補塡の契約のあるものにより管理する方法（法第四十五条の二第一項により管理しなければならないものとされている金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

（預貯金等による管理に係る届出等）

第二十一条の四　資金移動業者は、法第四十五条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2　法第四十五条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　商号

二　登録年月日及び登録番号

三　次のイ及びロに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イ及びロに定める事項

イ　前条第一号に掲げる方法　次に掲げる事項

(1)　預貯金口座のある銀行等の商号又は名称

(2)　預貯金口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3)　預貯金の名義

(4)　預貯金の口座番号その他の当該預貯金を特定するために必要な事項

ロ　前条第二号に掲げる方法　次に掲げる事項

(1)　金銭信託の受託者の商号又は名称

(2)　金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3)　金銭信託の名義

(4)　金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項

四　法第四十五条の二第二項の規定に基づき監査を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の氏名又は名称

五　その他参考となる事項

十二　信託会社等が法第四十六条の規定による命令に応じて、信託財産を換価し、金融庁長官が指定する供託所に供託すること。

十三　［同上］

十四　前号の場合であって、当該履行保証金信託契約の全部が終了したときにおける残余財産を信託契約資金移動業者に帰属させることができること。

十五　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］